

令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 (均等割のみ課税給付)のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税給付)は、住民税非課税世帯への給付の対象とならない、**住民税均等割のみが課税されている世帯を支援する新たな給付金**です。
- あなたの世帯は本給付金の対象になると思われるため、手続きに必要な**確認書**を送付します。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で伯耆町に住民登録があり、**令和5年度分の住民税均等割のみが課税されている世帯**

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには **手続きが必要** です。
- 送付した**確認書**に記載された口座に給付金を振り込みますので内容を**確認して、令和6年7月1日(月)までに返送してください。**



【確認する内容】

- ① 住民税が課税されている方の**扶養親族のみの世帯ではないこと**
 - ② 住民税所得割が課税となる**所得があるのに未申告である者がいないこと**
- その他、確認書に記載された振込口座の番号等に誤りがないか など

給付金の支給時期

伯耆町が**確認書**を受理した日から**1か月以内**に口座に振り込みます。

お問い合わせ

伯耆町役場 住民課 (価格高騰重点支援給付金担当)

☎0859-68-5531 受付時間 平日8:30~17:15

(e-mail) jyumin-k@houki-town.jp

